

道路の位置の指定に関する指導要領

福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課

変更及び追加等の内容

年	月	日	件 名	内 容	変更等箇所	備 考
元	3	13	転回広場について	面積の算定方法	P18へ追加	
9	4	9	構造基準	長さ及び指定要領	接続部の取扱い	
12	3	30	本指導要領の名称	規則9条に合わせる	表紙	
			接続部分について	斜めに接続するもの	P6(2)追加	
			道路幅員について	有効幅員の考え方	P7(1)変更	
			廃止フロー追加	フローの補足説明	P13, P14	
			申請書式変更	条例変更にあわせる	P18, P24	
16	10		権利者の同意	権利者を限定する		
			所用の改正	語句の整理等		
30	12	4	管理者の承諾	規則9条にあわせる		
			所用の改正	条文整備等		
31	4	1	関係法令の改正	市細則12条, 14条にあわせる		
R4	4	1	所用の改正	押印廃止等		

道路の位置の指定に関する指導要領

目 次

1	位置指定道路の指定（申請要領）	P 4
2	位置指定道路の変更・一部廃止・廃止	P 6
3	構造基準	P 8
4	フロー図	P 18
5	関係法令	P 21
6	申請書の様式	P 25

1 位置指定道路の指定（申請要領）

1. 趣旨

この指導要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）等について、必要な基準を定めるものとする。

2. 取付道路

道路の位置の指定を受けようとする道は、法第42条第1項又は第2項に規定する道路に接続しなければならない。

3. 事前協議

指定道路を築造しようとする者は、築造しようとする土地に対し、指定の可否について道路相談カードの提出を行う。回答により可能となった場合、道路位置指定申請書の提出前にその計画内容を記載した事前申出書（計画図書等の添付）を提示のうえ事前協議を行わなければならない。

4. 申請書の提出

- (1) 申請書は正本2部（1部は現場審査用として位置図及び申請図のみ添付）、副本1部に添付図書を左綴じで製本（A4版）したもの及び道路位置指定（廃止）申請図の原図とする。
- (2) 申請書の提出時期は、指定道路部分の分筆登記を行い、築造の進捗率がおおむね90%に達した時点とする。なお、完了検査時に道路の舗装が未完の場合は、理由書及び完了までの工程表の提出を要する。また、指定については舗装の完了後とする。

5. 申請書の記入方法

- (1) 「代理人住所氏名」欄
代理人の住所氏名を記入する。代理人の資格は建築士、測量士、土地家屋調査士、又はこれらに類するいずれかの資格を有する者を原則とする。
- (2) 「私道の位置」欄
土地登記簿謄本による指定道路部分の地名、地番を全て記入する。
- (3) 「道路の概要」欄
おおむね指定道路の形態が異なる毎に区別し、符号をつけ図面と一致させる。
- (4) 「道路の幅員」欄
構造基準図（3 構造基準 7.（1））による道路幅員Wを記入する。
- (5) 「道路の長さ」欄
構造基準図（3 構造基準 7.（2）ないし（4））による道路の長さLを記入する。
- (6) 「関係土地の地番」欄
指定道路部分の地番を全て記入し、地名が複数ある場合はその旨明示する。
- (7) 「備考」欄
指定道路部分に里道等を含む場合は、その旨記入し、幅員及び長さを記入する。「関係土地の地番」欄には記入しないこと。

6. 添付書類

添付書類は次に掲げるものとする。

(1) 付近見取図

縮尺（1／5，000）航空地図に申請位置を朱書きにて明示する。

(2) 道路位置指定（廃止）申請図（A1版）

所定の申請図へ下記事項を記入する。

ア 付近見取図

イ 字図

- ・縮尺（1／600程度）
- ・方位
- ・地名地番
- ・造成区域等の全体の境界を朱線にて明示
- ・公共用地（道路、水路等）の位置
- ・指定道路の部分は分筆登記し朱塗りにて明示

ウ 平面図

- ・縮尺（1／300以上）
- ・方位
- ・指定道路の部分は朱線にて明示
- ・造成区域（区画割り）等の明示
- ・指定道路の延長（起点～終点）、幅員（道路敷き及び有効幅員等）、勾配
- ・すみ切り及び転回広場の寸法、接続する既存道路（里道及び水路等含む）の種類及び幅員
- ・構造物（側溝、縁石等）、境界杭等の位置
- ・公共下水道、水路等に接続するまでの排水計画
- ・土地の高低、その他地形上特記すべき事項

エ 断面図（幅員及び構造別に明示）

- ・横断面図（縮尺1／50以上）、縦断面図（縮尺1／300以上）
- ・路面、路盤の詳細図
- ・側溝等の位置及び形状寸法
- ・各部の寸法（幅員等）

(3) 承諾書（権利者等の同意）

ア 道路の位置の指定を受けようとする場合は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする。

（ア）指定道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又は土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（所有権、抵当権、地上権、地役権及び永小作権等の権利を有する者（以下「関係権利者」という。））

（イ）権利者が未成年又は成年被後見人である場合は、その法定代理人又は成年後見人、被保佐人である場合はその保佐人、被補助人である場合は補助人の連署を必要とする。

（ウ）法第42条第1項第5号の規定に基づいて位置の指定を受けた道路（以下「既指定道路」という。）に指定道路を接続する場合は、原則として既指定道路の土地の関係権利者（ただし、将来、既指定道路を廃止する場合に影響を及ぼさない場合は、土地の所有者とする。）

- (エ) 指定道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者（以下「管理者」という。）の承諾を得るものとする。
- イ 地名、地番が複数ある場合は、その旨を承諾書の「関係土地の地番」欄へ明示
- ウ 申請図に記載された承諾書を記入する場合は、承諾書（様式第9号）の提出は不要とする。
- (4) 本人確認書類（承諾書の権利者等の全員分）
本人確認書類は、原則として印鑑証明書の原本（承諾日後又は承諾日前3ヶ月以内に交付を受けたものに限る。）を添付するものとする。
ただし、承諾者が個人の場合であって、かつ市長が認める場合は、運転免許証・健康保険証の写しなども可とする。
- (5) 土地境界確定書
- (6) 土地及び建築物の登記簿謄本（法務局交付）
謄本は原則として、受付時より3ヶ月以内のものとする。（副本は写しにて可）
また、土地は分筆し、地目を「公衆用道路」に変更したものとする。
- (7) 謄本と印鑑証明書との住所が異なる場合は、住民票等を添付のうえ、つながりを明確にする。
- (8) 公道、里道、水路等の使用、廃止又は変更を伴う場合は、原則として当該管理者の承諾書又は許可証等（写しにて可）を添付する。
- (9) 道路及び水路等の境界明示証明書
- (10) 開発行為等調書
- (11) その他
特定行政庁が必要と認めるもの。（現況写真、法務局交付の字図及び地積測量図など）

2 位置指定道路の変更・一部廃止・廃止

1. 既指定道路を変更・一部廃止・廃止をする場合は、特定行政庁と事前に協議を要するが、下記（1）～（2）に該当する場合については、原則として、変更・一部廃止・廃止を認めない。
 - （1）法第43条（敷地等と道路との関係）第1項の規定又は同条第3項の条例の規定に抵触する敷地を生じる場合
 - （2）変更・一部廃止・廃止に伴い、残存する既指定道路の構造が、本指導要領に規定する構造基準に抵触する場合。ただし、残存する既指定道路の指定が、本指導要領の施行以前になされたものについては、この限りでない。（変更・一部廃止・廃止することにより既指定の状況をより構造基準を悪化させるものを除く。）
2. 承諾書（権利者の同意）
 - （1）道路の位置の指定を変更（転回広場の位置の変更・既指定道路の拡幅）しようとする場合は、次に掲げる権利者の承諾を得るものとする。

ア 変更しようとする既指定道路の土地の関係権利者

イ 転回広場の位置の変更又は幅員を拡げるときにおいては、次に掲げる者

(ア) 新たに転回広場の位置となる部分の土地の関係権利者

(イ) 既指定道路の幅員を拡げる部分の土地の関係権利者

- (2) 既指定道路を一部廃止しようとする場合は、次に掲げる権利者の承諾を得るものとする。ただし、一部廃止する既指定道路に接する土地が、法第43条第1項の規定又は同条第3項の条例の規定に抵触しないときは、一部廃止する既指定道路に接する土地の関係権利者及び当該土地上に存在する建築物の所有者の承諾は不要とする。

(私道に沿接する敷地に係る権利者と廃止する部分の私道敷の権利者との間に、後者が前者に対して私道の存在によって享受する利益を提供すべき契約上の義務等(例えば宅地分譲業者が自らの私道敷の所有権を留保し、分譲地買受人のために上記私道に係る通行地役権を設定した場合)が存在する場合は除く。)

ア 廃止する既指定道路の部分の土地の関係権利者

イ 廃止する既指定道路の部分に接する土地の関係権利者

ウ 廃止する既指定道路の部分に接する建築物の所有者

- (3) 既指定道路を廃止しようとする場合は、次に掲げる権利者の承諾を得るものとする。ただし、廃止する既指定道路に接する土地が、法第43条第1項の規定又は同条第3項の条例の規定に抵触しないときは、廃止する既指定道路に接する土地の関係権利者及び当該土地上に存在する建築物の所有者の承諾は不要とする。

(私道に沿接する敷地に係る権利者と廃止する私道敷の権利者との間に、後者が前者に対して私道の存在によって享受する利益を提供すべき契約上の義務等(例えば宅地分譲業者が自らの私道敷の所有権を留保し、分譲地買受人のために上記私道に係る通行地役権を設定した場合)が存在する場合は除く。)

ア 廃止する既指定道路の土地の関係権利者

イ 廃止する既指定道路に接する土地の関係権利者

ウ 廃止する既指定道路に接する建築物の所有者

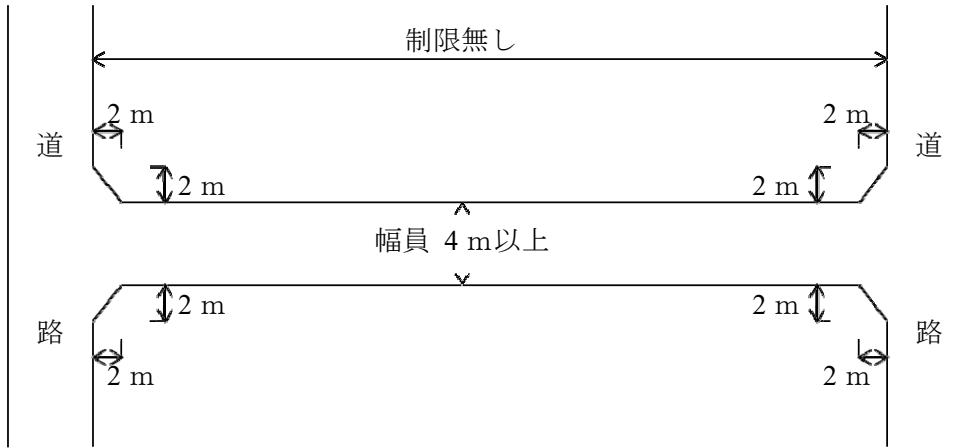
3. 既指定道路の変更(一部廃止を除く。)は原則として、既存部分の私道廃止申請と新たな指定道路申請を同時に行うものとする。

4. その他、特定行政庁がやむを得ないと判断した場合は、上記の1から3については、この限りでない。

3 構造基準

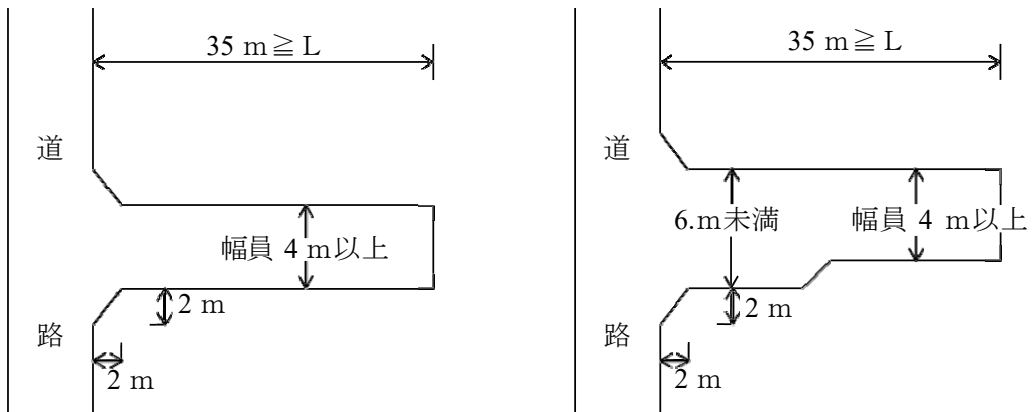
1. 建築基準法施行令第144条の4（道に関する基準）による。

(1) 両端が他の道路に接続すること

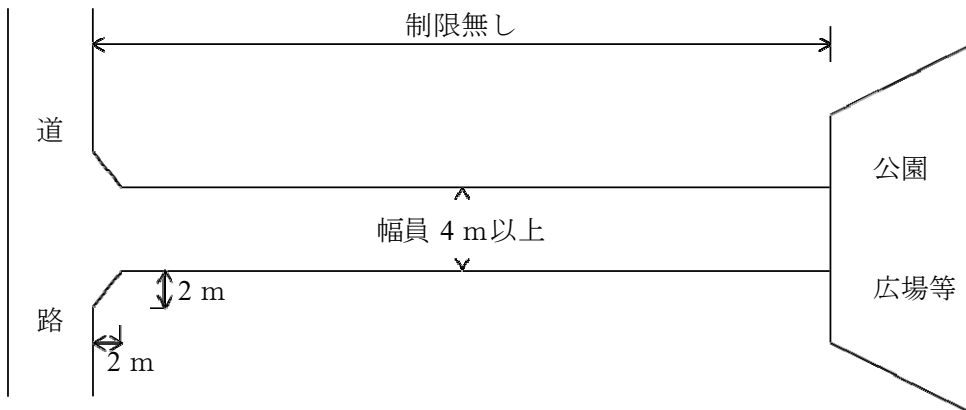


ただし、次の場合は袋路とすることができる。

(ア) 延長が35m以下の場合

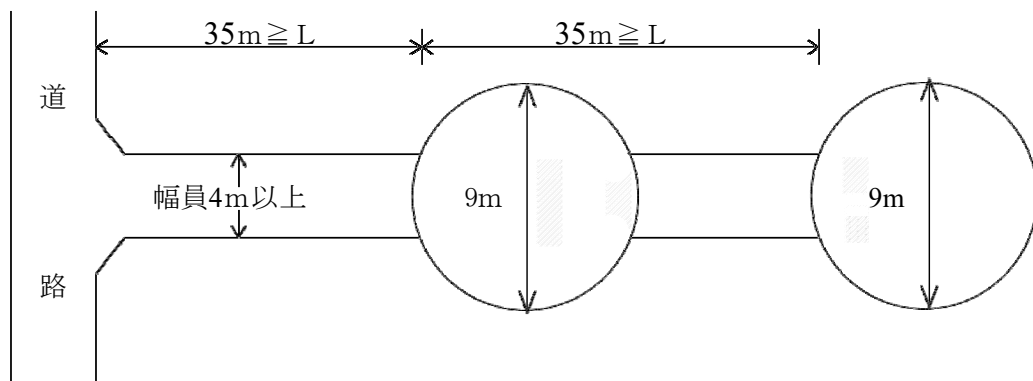
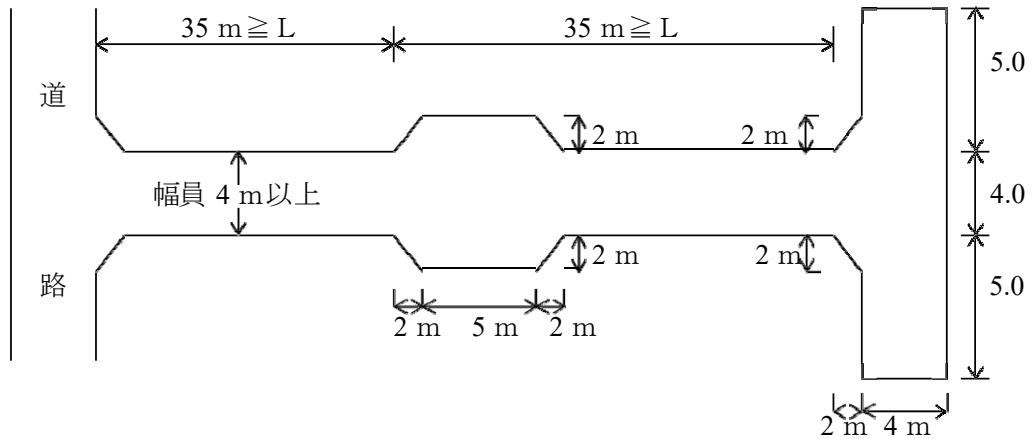


(イ) 終端が公園、広場等に接して自動車が転回できるもの

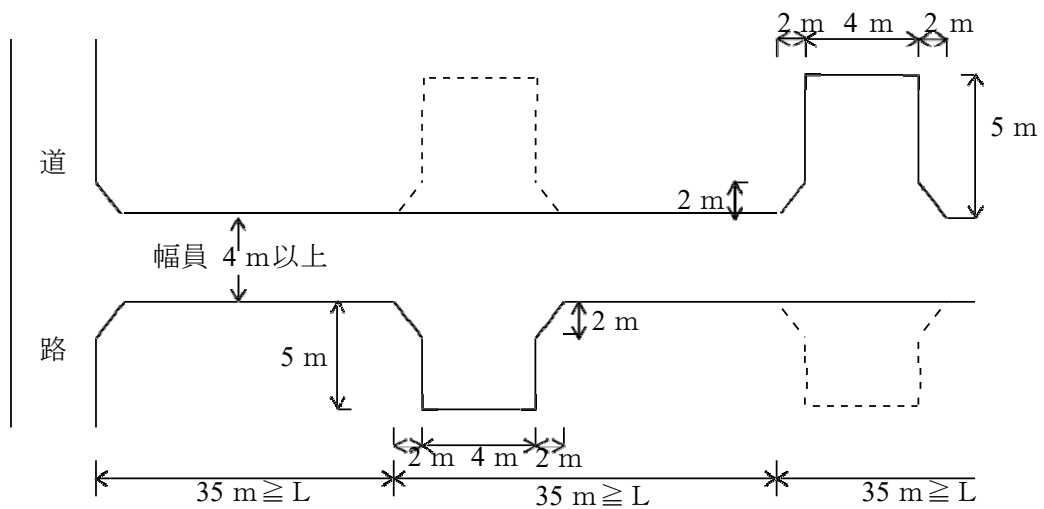


(ウ) 延長が35mを越える場合は、終端および35m以内ごとに国土交通大臣が定める自動車転回広場を設けること。

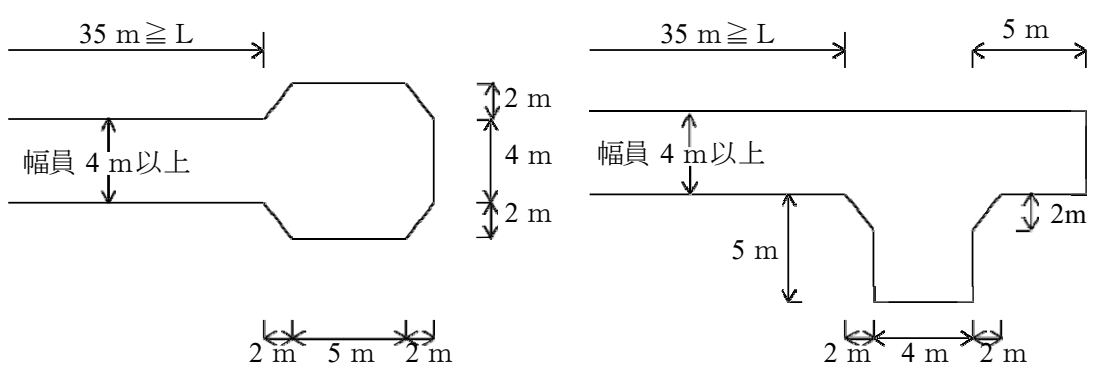
中間に設ける転回広場 及び 終端に設ける転回広場



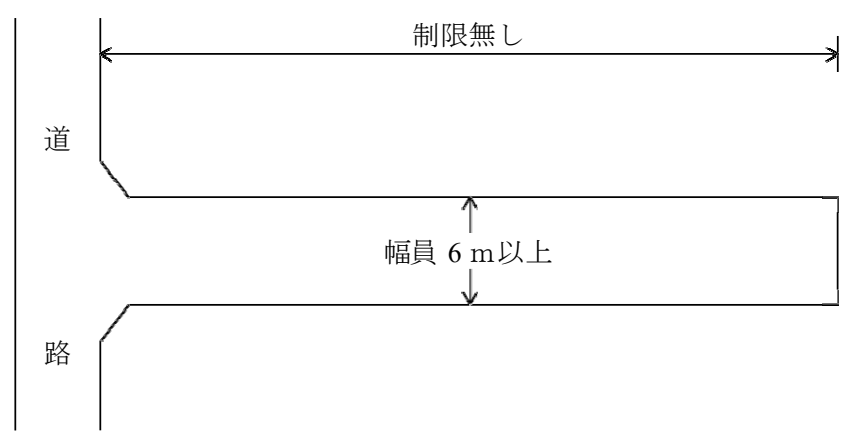
中間に設ける転回広場



終端に設ける転回広場



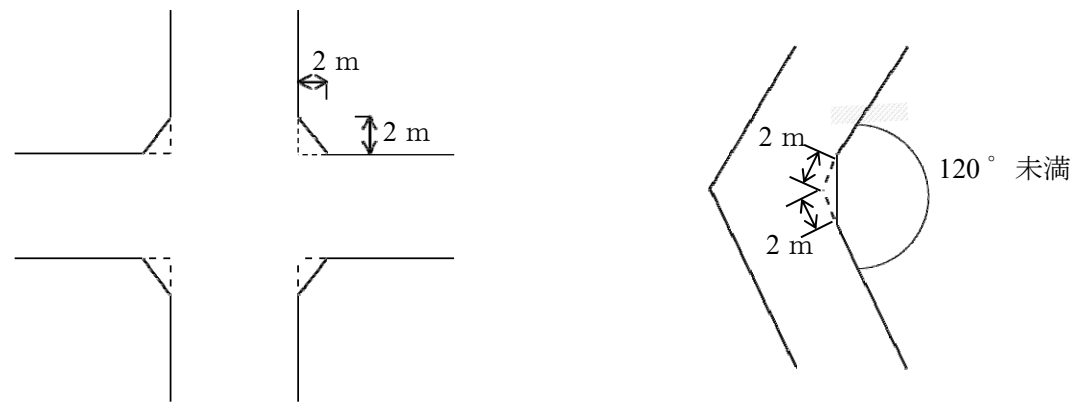
(エ) 幅員が6m以上の場合



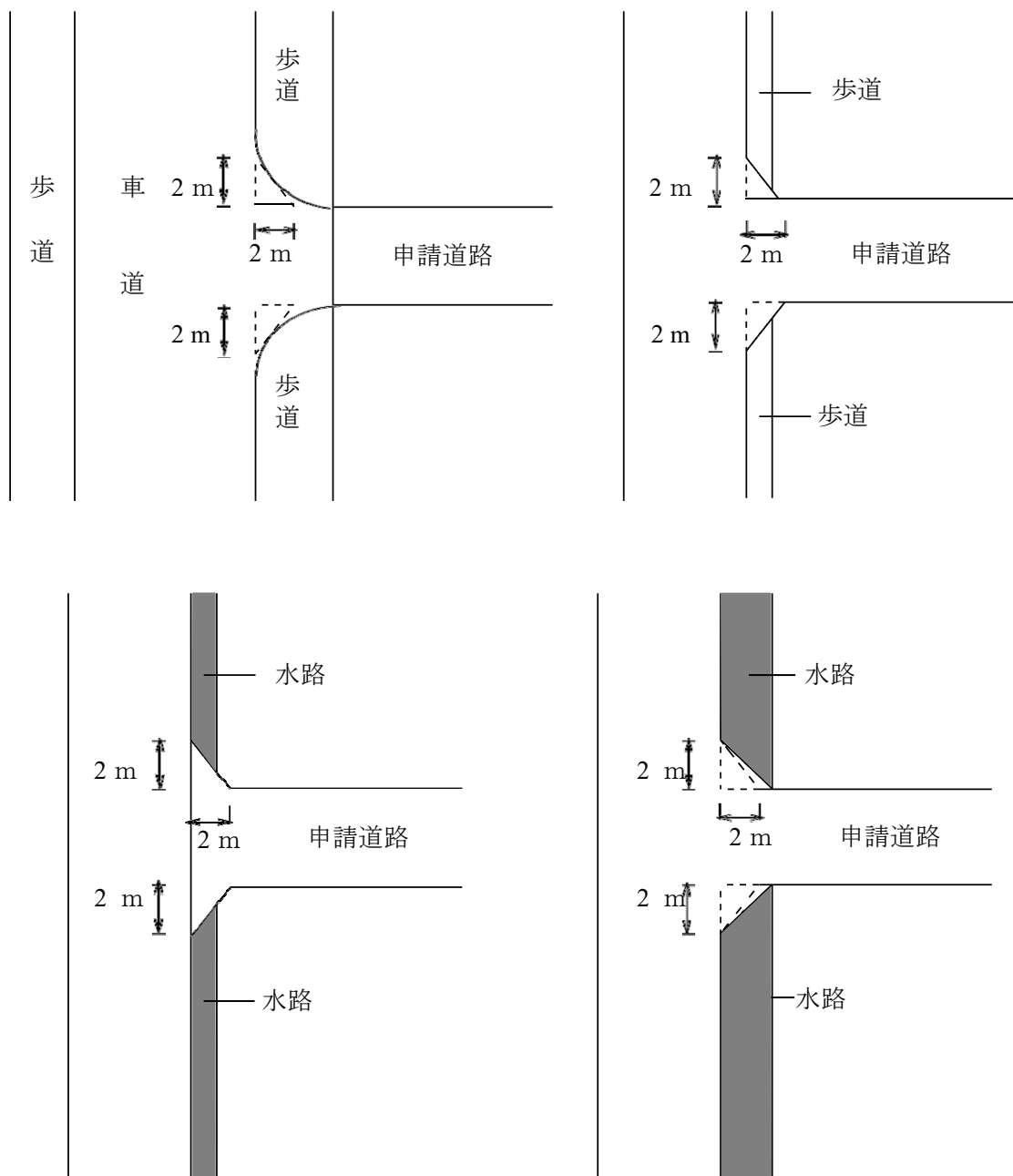
(オ) 上記(ア)～(エ)に準ずるもので特定行政庁が認めるもの

(2) すみ切りの基準

(ア) 道が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所で120度未満の場合は、すみ切りを設けること。

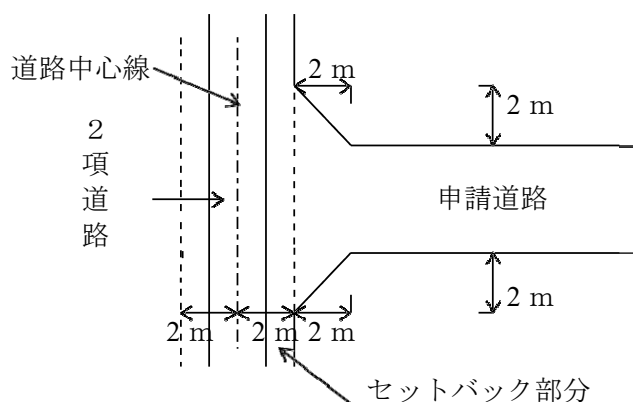


(イ) 歩道又は水路が設けてある既存道路に接続する申請道路のすみ切りは、当該道路の管理者の同意があるものに限りに、歩道部分に設けることができる。



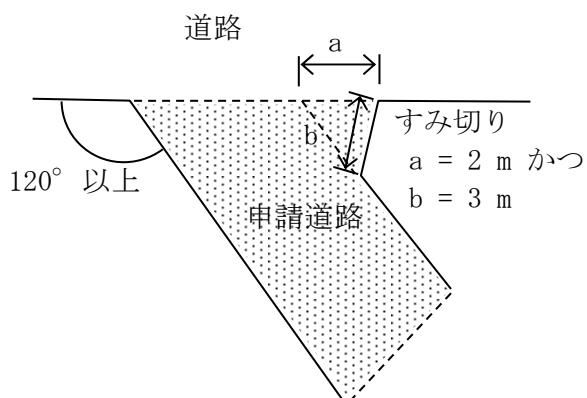
- (3) 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造とすること。
- (4) 道路の縦断勾配が12%以下であり、階段状でないもの。
- (5) 側溝及び街渠を設けること。

2. 道路有効幅員（W'）は、蓋付き両側側溝を含み4 m以上とすること。
3. 両側に有効幅30 cm以上の落蓋式U型側溝（一般車両の通行に耐え得る構造のもの）を設置する。
 なお、形状、形態等の条件により、上記によらない場合は特定行政庁と協議のうえ流量計算等にて排水量等を確認し、片側側溝等とすることができる。
4. 側溝等の排水施設の末端は、公共下水道等の施設に接続する。
5. すみ切り
- (1) 4 m未満（2項道路）の道路に接続する場合は、下図による。

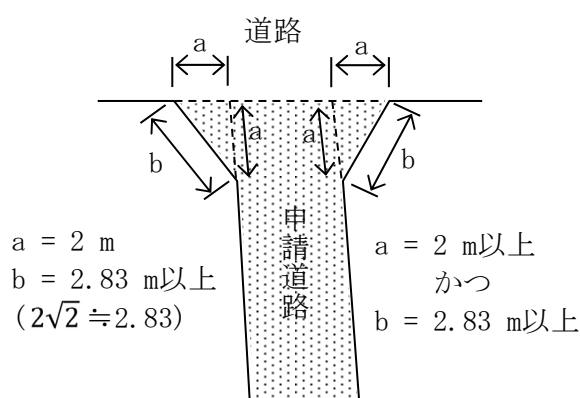


- (2) ただし、交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合は、原則としてAによる片側すみ切りを設けること。
 また、交差部分が直角でない場合は、原則としてBのとおりとする。

(A)

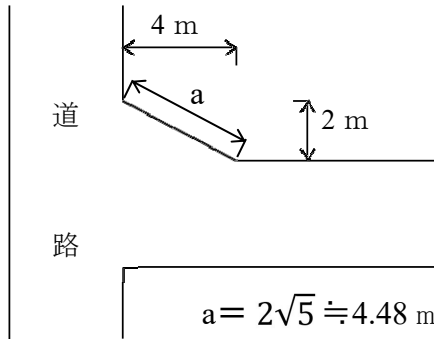


(B)

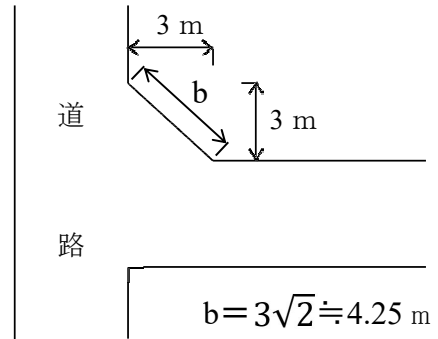


(3) 周囲の状況等により規定のすみ切りを設けることが不可能な場合は、特定行政庁と協議のうえ、下図によることができる。

(ア)



(イ)

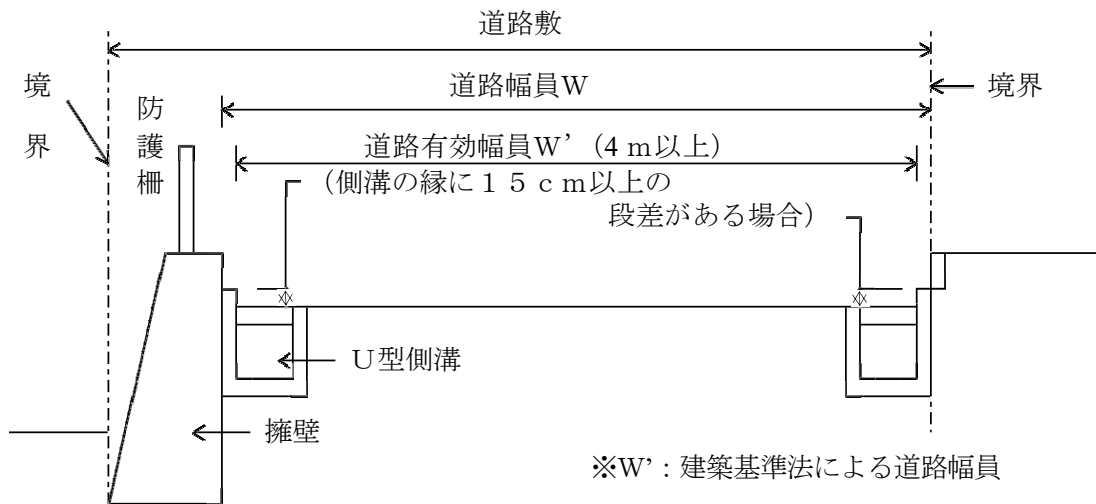


6. 指定道路部は、コンクリート縁石及び境界杭等で明確にし、他の土地と区画する。

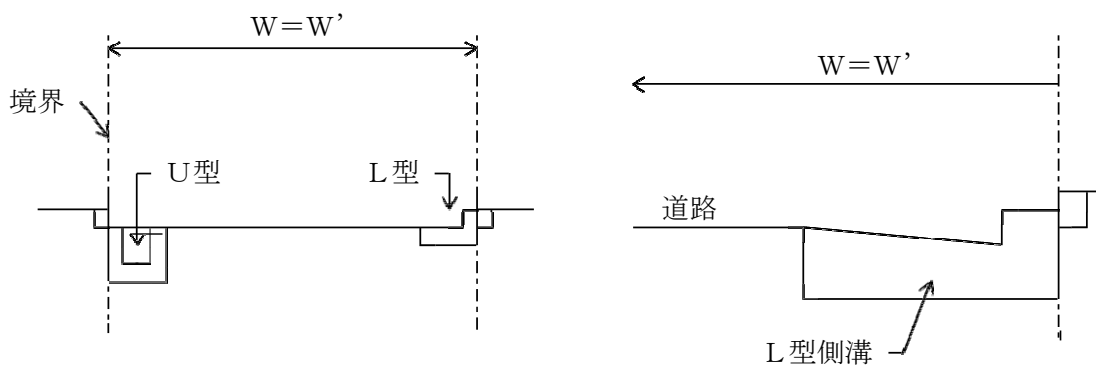
7. 各寸法と指定要領

(1) 幅員関係

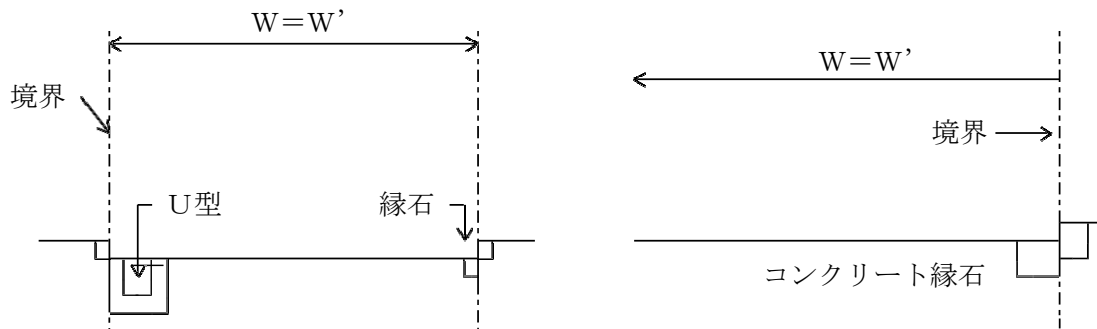
(ア) 両側ともU型側溝の場合



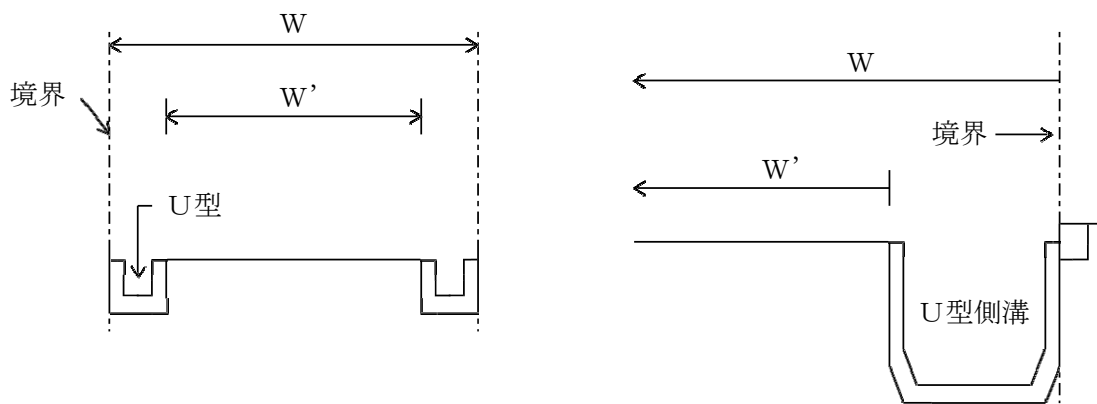
(イ) U型側溝とL型側溝の場合



(ウ) 片側のみU型側溝の場合

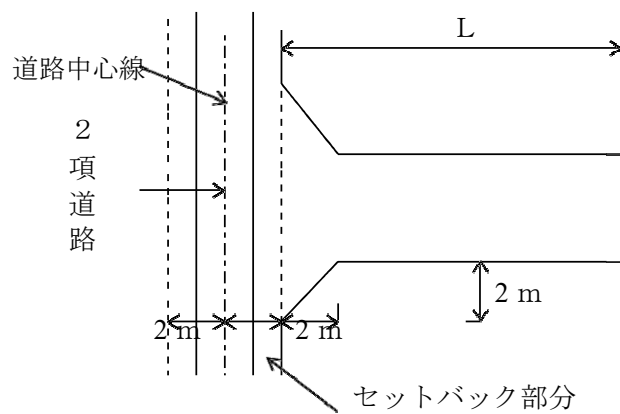


(エ) U型側溝に蓋がない場合



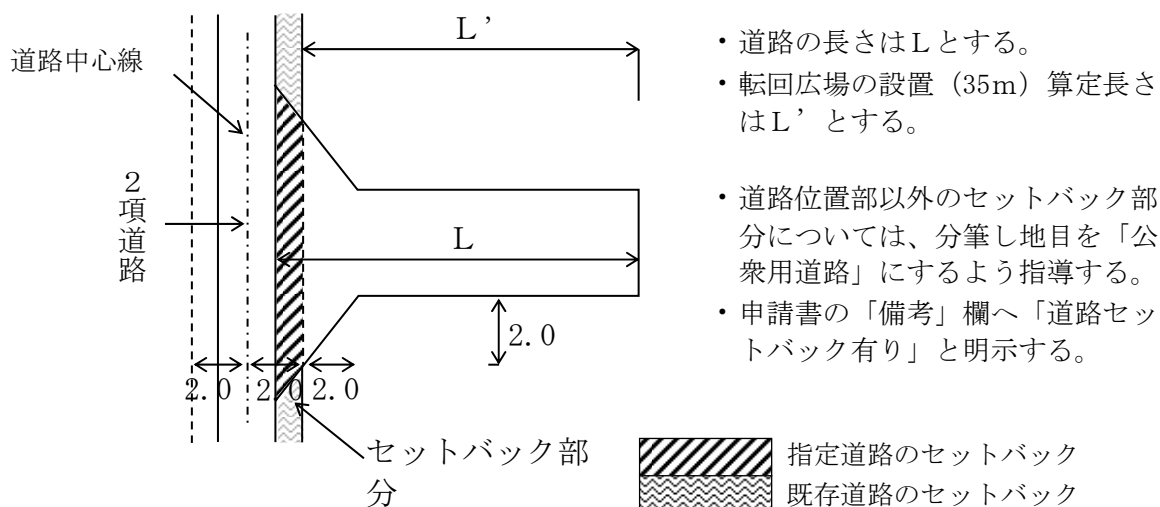
(2) 2項道路（4m未満の部分）に接続する場合

(ア) セットバック部分を市等に寄付する場合



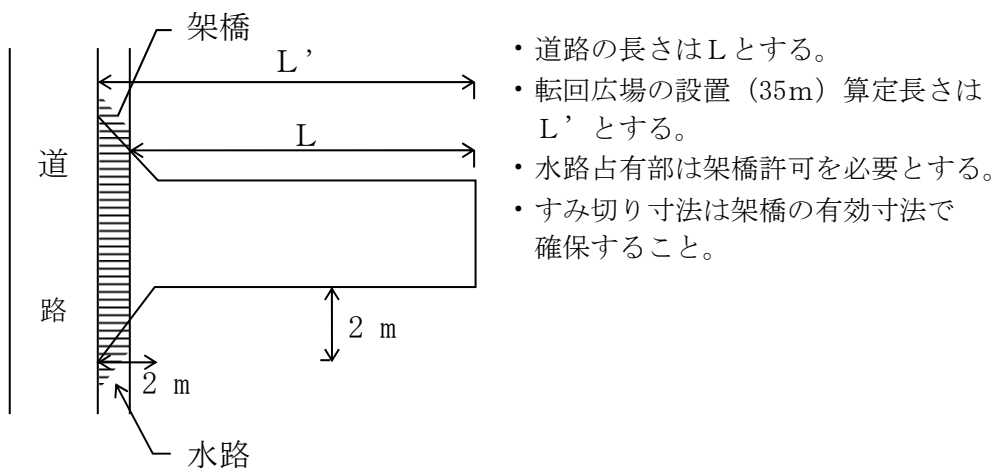
- ・道路の長さはLとする。
- ・申請書の「備考欄」へ「セットバック有り」と明示する。

(イ) セットバック部分を道路位置指定に含める場合

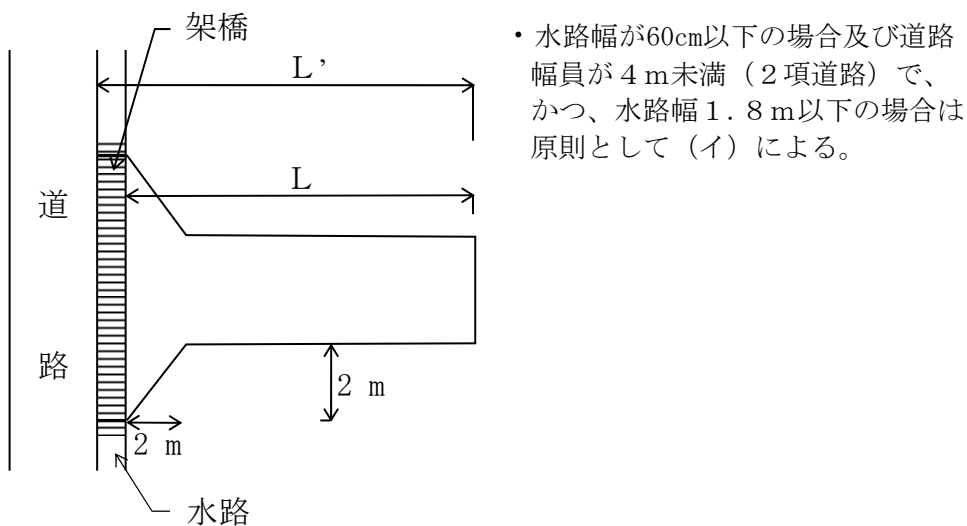


(3) 道路との接続部に水路（道路区域外の水路）がある場合

(ア)

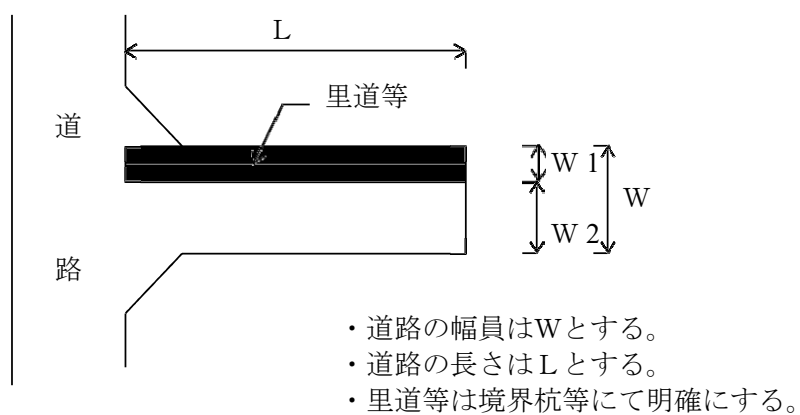


(イ)

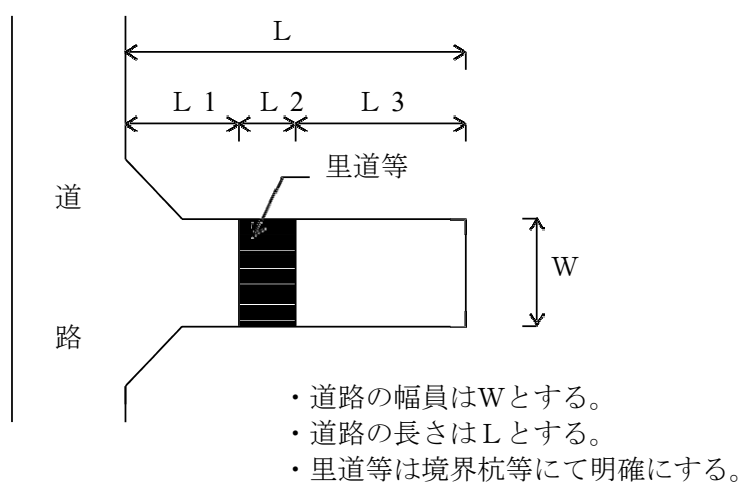


(4) 指定道路内に里道等を含む場合

(ア) 縦断する場合

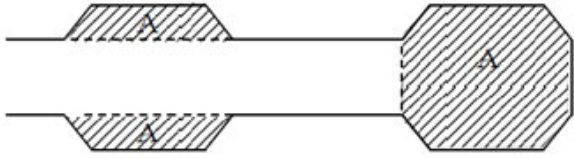
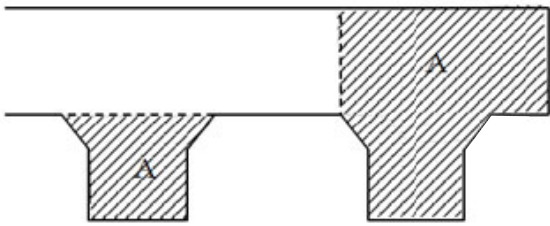
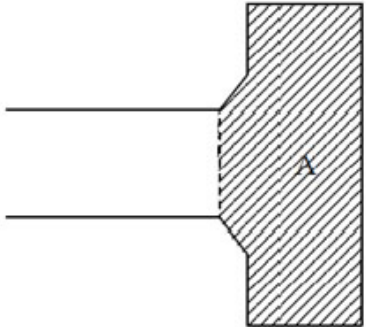
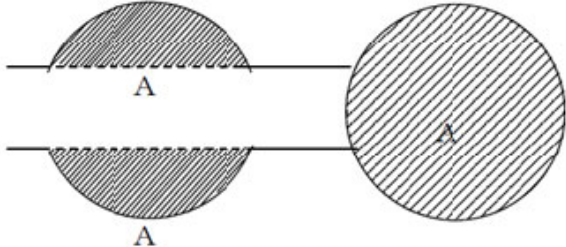


(イ) 横断する場合



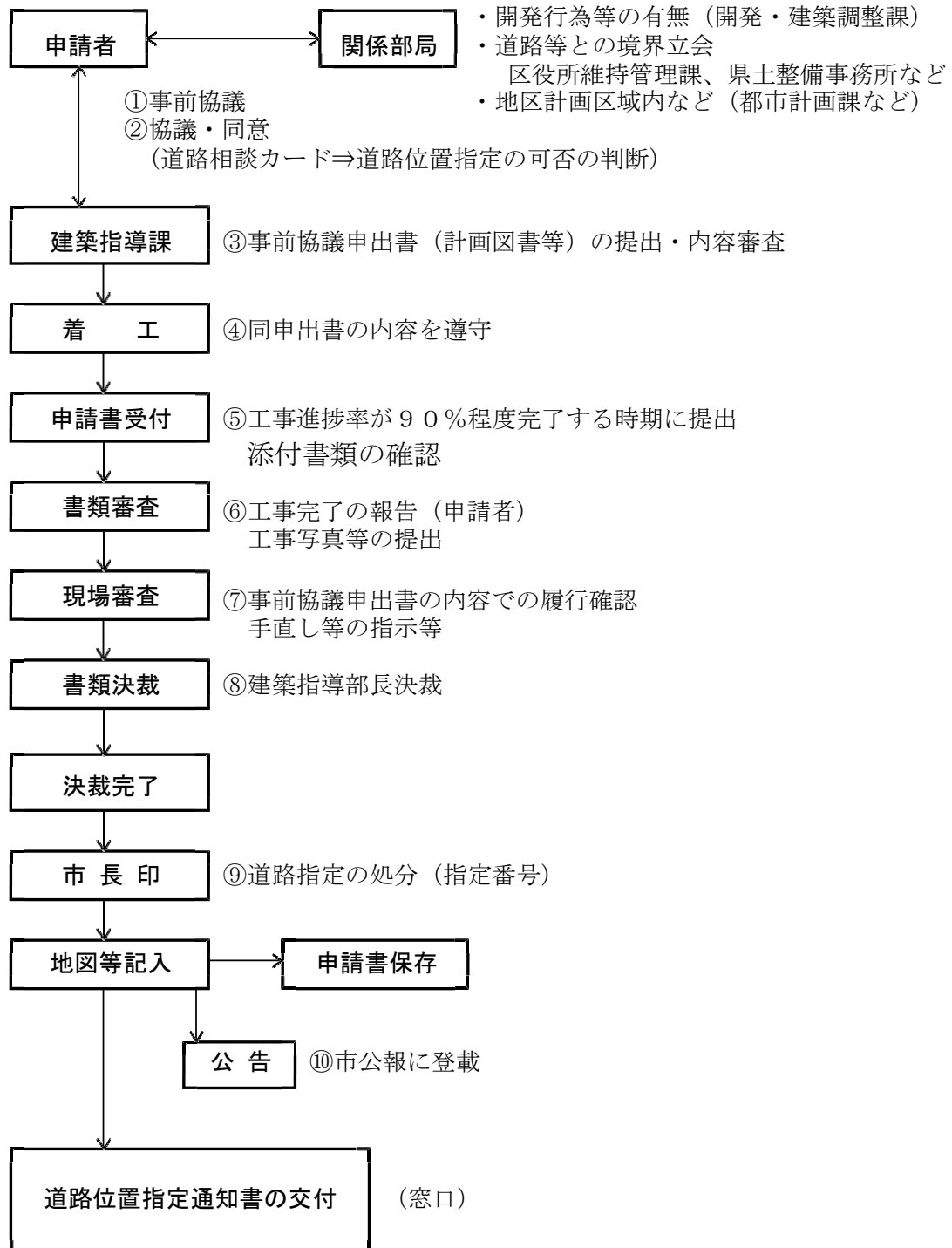
8. 転回広場の面積

道路位置指定申請書における自動車の転回広場の面積は、下記Aの部分の面積とする。

転回広場の位置 転回広場の形式	中 間	終 端
	Aの部分	Aの部分
	Aの部分	Aの部分
		Aの部分
	Aの部分	Aの部分

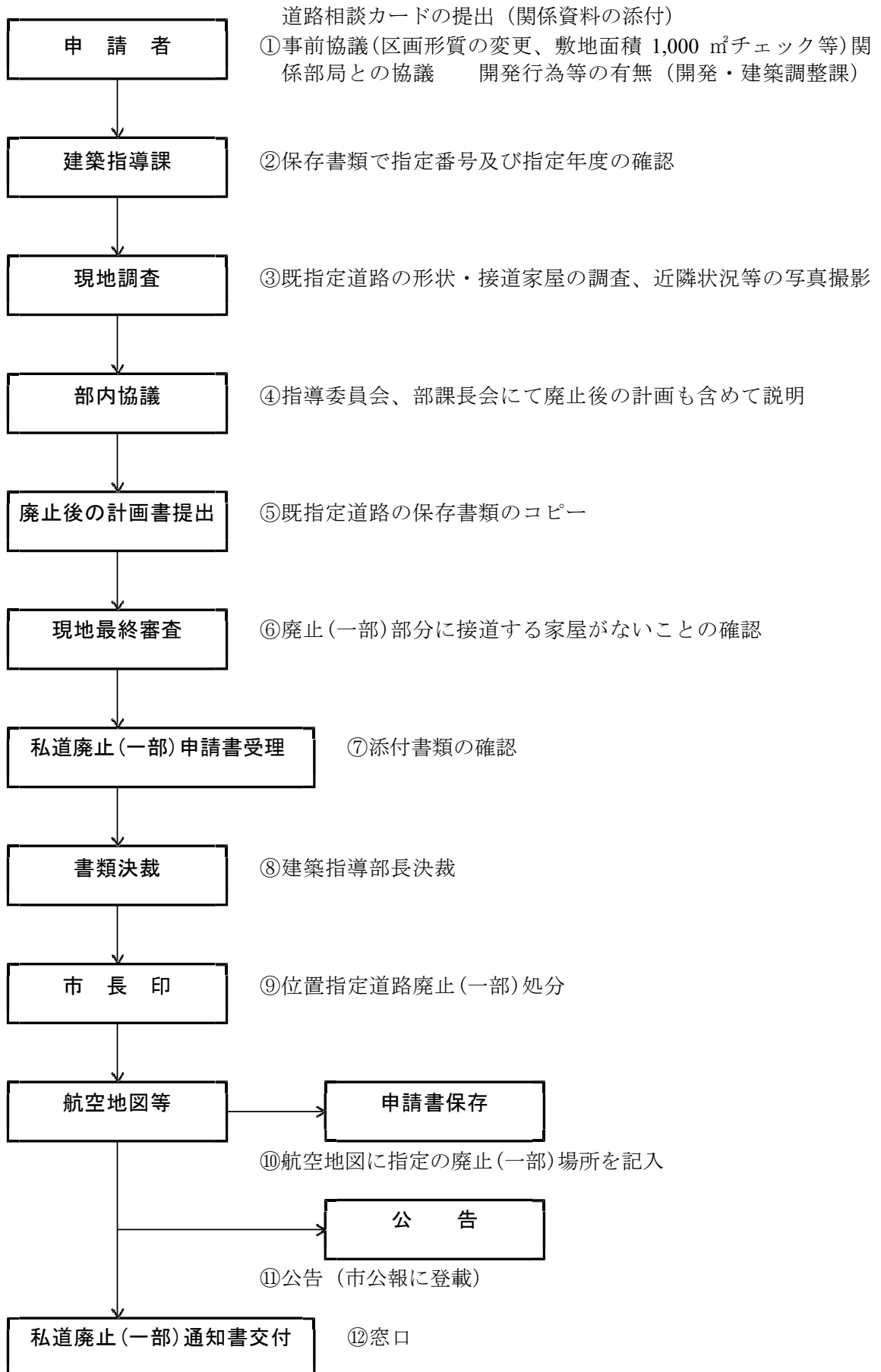
4 申請手続きフロー図

1. 道路位置指定までの手続きフロー図



※ なお、既指定道路について証明書が必要な方は、建築指導課道路判定係にて交付している。

2. 位置指定道路廃止(一部)までのフロー図



3. 位置指定道路廃止(一部)までの手続きフロー図の補足

① 既指定道路廃止(一部)後の敷地面積を、事前協議の中で確認する。また、廃止(一部)する既指定道路を含んだ関係敷地の全面積が1,000㎡を超える場合や、計画敷地が開発行為にあたる区画・形質の変更等に該当する場合があるので、開発・建築調整課と協議するよう申請者に伝える。

② 建築指導部に備え付けの航空地図、ゼンリン地図等で、廃止(一部)予定の既指定道路の場所を確認する。また、建築指導課に保管している既指定道路の一件書類で、指定番号及び指定年度を航空地図とともに確認する。

③ 既指定道路の形状、接道家屋、既指定道路が接する建築基準法上の道路等の近隣状況等について、廃止(一部)しようとする既指定道路の現況が、指定時と変更等がないか現地調査を実施する。その際、関係する接道家屋の戸数や既指定道路の形状、幅員、寸法等を測定し、近隣の状況や方位等がわかるよう写真を撮り整理する。
また、法務局で取得した字図、登記簿謄本等の資料を整理する。

④ 廃止(一部)予定の既指定道路について、その道路を廃止(一部)しようとする者に私道廃止(一部)申請書等の必要書類の写しを提出させ、福岡市建築基準法施行細則(以下「市細則」という。)第14条(私道の廃止)に係る申請書式であることを確認する。
なお、これらの書類は既指定道路の廃止(一部)手続の処理等が長期化することも予想されるので、私道廃止(一部)申請書を受理する際は、状況によって再度直近のものに変更してもらう。これらの手続きを経て、指導委員会の意見をまとめ部課長会に諮る。

⑤ 既指定道路の保存書類の内容をコピーして、関係敷地の所有者、権利者、承諾者の確認等、保存書類が指定時のまま整っているかチェックしておく。

⑥ 指導委員会及び部課長会で特段の意見もなく、廃止申請について問題等がなければ、廃止しようとする既指定道路に接道家屋がないことを現地において確認し、決裁等の説明用に方位等が判るよう写真を撮る。

⑦ 私道廃止(一部)申請書を受理する準備ができたことを申請者に連絡する。
また、私道廃止(一部)申請書に添付している承諾書の承諾日より3ヶ月以上経過している場合は、関係敷地の所有者、権利者、承諾者等の関連を証明する字図、謄本、印鑑証明書直近のものとするよう指導する。

※⑧～⑫は位置指定道路廃止(一部)までの手続きフロー図に同じ

5 関係法令

建築基準法、同施行令、同施行規則、国土交通省告示、
福岡市建築基準法施行細則

1. 法第42条第1項第5号（道路の定義）

土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。

2. 法第45条（私道の変更又は廃止の制限）

私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 （省略）

3. 令第144条の4（道に関する基準）

法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ. 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合

ロ. 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ. 延長が35mを越える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

二. 幅員が6メートル以上の場合

ホ. イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分に含む隅切りを設けたものであること。

ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

4) 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。
 ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

4. 規則第9条（道路の位置の指定の申請）

法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項

5. 規則第10条（指定道路等の公告及び通知）

特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 1) 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 2) 指定の年月日
- 3) 指定道路の位置
- 4) 指定道路の延長及び幅員

2 省略

3 省略

6. 告示第1837号（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 道の中心線からの水平距離が2メートルを超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次の号において同じ。）のうち最大のものが2台以上停車することができるものであること。
- 2) 小型四輪自動車のうち最大のものが転回できる形状のものであること。

7. 市細則第12条（道路位置指定の申請等）

法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（様式第8号）の正本及び副本に、それぞれ規則第9条に規定する図面、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書（第14条において「土地所有者等の承諾書」という。）（様式第9号）並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書（様式第9号の2）のほかに市町村長の発行する承諾者の印鑑証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）による最近の土地の登記事項証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する道路位置指定申請書に添えるべき図書のほかに必要な図書の提出を命ずることがある。

3 市長は、第1項に規定する指定をしたときは、指定を受けた者に対し道路位置指定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

8. 市細則第13条（道路の位置の標示）

法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、耐久性のある側溝、縁石、標示杭等により道路の境界を明確に標示しなければならない。

2 前項の規定により設置した標示は、市の職員の立会の上でなければ移動させてはならない。

9. 市細則第14条（私道の廃止）

法第42条第1項第3号に規定する道路又は同項第5号、同条第2項若しくは法附則第5項の規定により指定を受けた道路若しくは指定を受けたものとみなされた道路である私道の全部又は一部を廃止しようとする者は、私道廃止申請書（様式第10号の2）又は私道廃止（一部）申請書（様式第10号の3）の正本及び副本に、第12条第1項に規定する図面、土地所有者等の承諾書、承諾者の印鑑証明書及び土地の登記事項証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る私道の全部又は一部の廃止について、法第45条第1項の規定により禁止し、又は制限する必要がないと認めるときは、次の各号に掲げる事項を公告し、当該申請を行った者に私道廃止通知書（様式第10号の4）又は私道廃止（一部）通知書（様式第10号の5）を交付するものとする。

- 1) 廃止に係る道路の種類

- 2) 廃止の年月日
- 3) 廃止に係る道路の位置
- 4) 廃止に係る道路の延長及び幅員

10. 市細則第14条の2（指定の取消し）

市長は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定が次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について職権による取消しをすることができる。

- 1) 指定の意義が実質的に失われている場合
- 2) 指定の基準に適合している道がない場合
- 3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の指定の取消しをしたときは、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- 1) 指定の取消しに係る道路の種類
- 2) 指定の取消しの年月日
- 3) 指定の取消しに係る道路の位置
- 4) 指定の取消しに係る道路の延長及び幅員

3 省略

4 省略

11. 市細則第14条の3（指定の取消しの案の提示方法）

市長は、法第42条第1項第5号の規定による指定が前条第1項第2号に該当し、当該指定の全部又は一部について職権による取消しをしようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該指定の取消しの案を当該公告の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供しなければならない。

- 1) 指定の取消しに係る道路の種類
- 2) 指定の取消しに係る道路の位置
- 3) 指定の取消しに係る道路の延長及び幅員
- 4) 縦覧場所

12. 市細則第14条の4（指定の取消しの案に対する意見の提出方法）

前条の指定の取消しに係る道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者は、同条の規定により縦覧に供された指定の取消しの案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

6 申請書の様式

1. 道路位置指定申請書 (福岡市建築基準法施行細則 様式第 8号)
2. 承諾書 (同上 様式第 9号)
3. 承諾書 (同上 様式第 9号の2)
4. 道路位置指定通知書 (同上 様式第 10号)
5. 私道廃止申請書 (同上 様式第 10号の2)
6. 私道廃止(一部)申請書 (同上 様式第 10号の3)
7. 私道廃止通知書 (同上 様式第 10号の4)
8. 私道廃止(一部)通知書 (同上 様式第 10号の5)
9. 道路位置申請図

様式第8号

道 路 位 置 指 定 申 請 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。 令和 年 月 日 (あて先) 福岡市長 申請者氏名					
1	申請者住所氏名	電話 () 番			
2	代理者住所氏名	電話 () 番			
3	私道の位置				
4	道路築造の時期	令和 年 月 日着工		令和 年 月 日完了	
5	道路の概要	①図面の符号	②道路の幅員	③道路の長さ	④関係土地の地番
	⑤道路の長さの合計				
⑥	自動車の	図面の符号	面積		
	転回広場	箇所数	合計面積		
6	備考				
※ 受 付 欄		※ 台 帳 記 入 欄		※ 記 事 欄	
		指定 第 号 令和 年 月 日 印			

備考：1 道路の幅員及び長さは、小数点以下第2位まで記入してください。
 2 道路の長さは、幅員の中心線の長さを記入してください。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

様式第 9 号

承 諾 書

<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の (又は権利者)として異議なく承諾します。</p>			指 定 指定の廃止	について土地所有者
承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者(又は権利者) 住所 氏 名		

備考：様式中の不要の文字は、抹消してください。

承 諾 書

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について 管理者 として異議なく承諾します。		
承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者（又は権利者） 住 所 氏 名

備考： 管理者とは、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて位置の指定を受けようとする道路を建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者をいい、また、管理者が代わる場合には、当該道の管理について、責任をもって承継してください。

道路位置指定通知書

建築基準法第42条第1項第5号の規定により下記のとおり位置を指定します。				
指定番号		第	号	
指定年月日		年	月	日
福岡市長				印
1	申請者住所氏名	電話 () 番		
2	代理人住所氏名	電話 () 番		
3	私道の位置			
4	道路築造の時期	年	月	日着工
		年	月	日完了
5 道 路 の 概 要	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員	(3) 道路の長さ	(4) 関係土地の地番
(5) 道路の長さの合計				
(6) 自動車の 転回広場	図面の符号	面積		
	箇所数	合計面積		
6	備考			

様式第10号の2

私 道 廃 止 申 請 書

建築基準法第 条の私道を廃止したいので、福岡市建築基準法施行細則第14条の規定により申請します。 令和 年 月 日 (あて先) 福岡市長 <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>						
1 申請者住所氏名	電話 () 番					
2 代理者住所氏名	電話 () 番					
3 私道の位置						
4 指定年月日・番号	年	月	日			
5 廃止の理由						
6 道路の概要	廃止の部分	①図面の符号		②道路の幅員	③道路の長さ	④関係土地の地番
			⑤道路の長さの合計			
	⑥	自動車の	図面の符号		面積	
転回広場		箇所数		合計面積		
7 備考						
※ 受付欄		※ 台帳記入欄		※ 記事欄		
		廃止	第	号		
		令和	年	月	日	
				印		

備考 1 道路の幅員及び長さは、小数点以下第2位まで記入してください。
 2 道路の長さは、幅員の中心線の長さを記入してください。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

様式第10号の3

私道廃止（一部）申請書

<p>建築基準法第 条の私道の一部を廃止したいので、福岡市建築基準法施行細則第14条の規定により申請します。</p> <p>令和 年 月 日 (あて先) 福岡市長 申請者氏名</p>		
1 申請者住所氏名	電話 () 番	
2 代理者住所氏名	電話 () 番	
3 私道の位置		
4 指定年月日・番号	年 月 日	第 号
5 一部廃止の理由		
7 備考		
※ 受付欄	※ 台帳記入欄	※ 記事欄
	一部廃止 第 号 令和 年 月 日 印	

備考 1 道路の幅員及び長さは、小数点以下第2位まで記入してください。
 2 道路の長さは、幅員の中心線の長さを記入してください。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

6 道路の概要	廃止の部分	①図面の符号	②道路の幅員	③道路の長さ	④関係土地の地番
	⑤道路の長さの合計				
	⑥	自動車の	図面の符号	面積	
		転回広場	図面の符号	面積	
	箇所数			合計面積	
	廃止以外の部分	①図面の符号	②道路の幅員	③道路の長さ	④関係土地の地番
⑤道路の長さの合計					
⑥	自動車の	図面の符号	面積		
	転回広場	図面の符号	面積		
箇所数			合計面積		
7 備考					

私道廃止通知書

建築基準法第 条の私道は、下記のとおり廃止することを認めたので福岡市建築基準法施行細則第14条の規定により通知します。				
廃止番号	廃止 第 号			
廃止年月日	年 月 日			
福岡市長 印				
1 申請者住所氏名	電話 () 番			
2 代理者住所氏名	電話 () 番			
3 私道の位置	()			
4 指定年月日・番号	年 月 日 第 号			
5 廃止の理由	()			
道 路 の 概 要 分	①図面の符号	②道路の幅員	③道路の長さ	④ 関係土地の地番
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	⑤ 道路の長さの合計			()
	⑥ 自動車の 転回広場	図面の符号	面 積	()
		()	()	()
()		()	()	
箇所数		合計面積		
7 備考	()			

6	道路の 廃止 の 部 分	①図面の符号	②道路の幅員	③道路の長さ	④ 関係土地の地番
の 概 要 以 外 の 部 分	の 概 要 以 外 の 部 分	①図面の符号	②道路の幅員	③道路の長さ	④ 関係土地の地番
7	備考				

道路位置 _____ 申請図

※道路の位置の指定・廃止台帳			
告示年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日
告示番号	第 号	番 号	第 号

申請者 住所・氏名	
--------------	--

(注意) _____部分には指定又は廃止と記入してください。
※印のある欄には記入しないこと。

(凡例)

方 位	—米▽	予定する道路の位置	-----
へ	い	既存道路	=====
	(構造を記入のこと)		(公道私鉄を区別し記入のこと)
生 垣	~~~~~	指定された道路の位置及び 建築線	=====
	(用途を記入のこと)		(指定年月日並びに番号を記入 のこと)
予定建築物	[-----]	法第42条第2項に該当する 道路	=====
	(用途を記入のこと)		
既存建築物	[-----]	廃止される道路の位置	▨▨▨▨▨
	(用途を記入のこと)		
敷 地 界	———	申請する道路の位置	○——○
地 番 界	———	壁	壁
町 界	———		
市 郡 界	———	高 圧 線	++(---)++
水路及び土揚敷	▨▨▨▨▨	が け	▽▽▽▽▽
標 示 杭	⊗		

(注 意)

1. 必要図面、付近見取図、宇図、実測図、道路断面図。
2. 付近見取図と実測図の方位は一致させること。
3. 実測図には表示杭の位置を記入すること。
4. 道路延長はその中心線によること。
5. 道路敷になる地番の土地所有者名を記入すること。
6. 道路敷に高低差がある場合は断面図に記入すること。
7. 備考欄には土地所有者（又は権利者）に関連し特記すべき事項を記入すること。
8. 申請道路の幅員及び長さの単位は「メートル」（小数点以下2位まで）とすること。
9. 隣地境界または測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。
10. 申請図書の書込はすべて墨入とすること。

縮 尺	
--------	--